

浜松市契約公報

発行所 〒430 8652
浜松市中区元城町 103 2
浜 松 市 役 所
(財 務 部 調 達 課)
電話 053 457-2176

目 次

入札公告（1 件）	
浜松市調達公告第 8 号	
平成 27 年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事	
（校舎棟建築工事）	1

公 告

浜松市調達公告第 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。なお、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

平成 27 年 3 月 20 日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

（1）工事名 平成 27 年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事
(校舎棟建築工事)

（課名 学校施設課 番号 第 2015000166 号）

（2）工事場所 浜松市中区松城町 地内

（3）工事概要 別紙設計書のとおり

（4）工 期 本契約締結日の翌日から平成 28 年 1 月 9 日まで

（5）本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案(以下「技術提案等」という。)を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

2 契約事項を示す場所

（1）入札担当課 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2176

（2）契約担当課 （1）に同じ

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同企業体は3者で構成し、各構成員の出資比率は20パーセント以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。

その代表構成員はアからエ及びカからケの要件を満たしており、その他構成員はア及びエからケの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

イ 入札参加者に必要な資格を定める告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により、平成27・28年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果評点が1,200点以上の者。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

ウ 平成12年度以降に完成・引渡をした、地上3階以上かつ延床面積6,000m²以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事を元請（単独又は共同企業体の代表構成員に限る。）として施工した実績を有する者であること。（増築又は改築工事については当該増築又は改築部分に限る。）

エ 建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

オ 入札参加者に必要な資格を定める告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により、平成27・28年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果評点が900点以上の者。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

カ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

キ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立が成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立が成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

(2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は建築工事に係る主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びにヒアリングに関する事項

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び技術提案等を提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出

ア 入札参加資格確認申請書の提出方法

共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請書、協定書の写しおよび使用印鑑届を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から30日以内に通知する。なお、提出は電送を原則とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準様式3）を提出）を得た場合は、別記の1により持参することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）を提出し発注者の指示に従うこと。）

イ 技術提案等の提出方法

入札説明書に示す様式及び注意事項に基づき作成し、電送を原則とする。ただし、電子ファイルの容量が大きいために電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参できる。

（2）技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

（3）参加資格がないと認められた者は、浜松市（あて先）に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に行う。

（4）参加資格がないと認められた者及び別記1の提出期限までに確認申請書および技術提案等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

（1）総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（技術提案等の内容に応じて付与する点数）の合計を当該参加者の入札価格（ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格と入札価格の中間の価格を評価算定上の入札価格とする。）で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。

（2）評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準および評価指標については、入札説明書による。

ア 施工計画に関する事項（最大12点）

（ア）工事車両出入口部周辺の北側道路における通行者に対する安全管理

（イ）工期厳守のための施工効率向上の工夫

（ウ）隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策

イ 地域精通度及び地域貢献度に関する事項

アの項目で最大12.0点、イの項目で最大4.0点の加算点とする。

（3）落札者の決定

ア 技術的所見（施工計画）の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点を16.0点とする。

イ 入札参加者は、価格および技術提案等をもって入札し、次の（ア）から（ウ）の要件に該

当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ 上記イにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（4）評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不履行部分の加算点分を評価点から減じ、減じた加算点1点につき工事成績評定点を2点減点する。

また、落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を80%又は60%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大20点までとする。

6 契約書案、入札心得及び設計書等について

（1）契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の3により閲覧させ又は貸出しをする。

（2）設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。

（3）（2）の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

7 現場説明会（机上説明会を含む。）の日時および場所等

現場説明会は、実施しない。

8 一般競争入札執行の日時および場所等

一般競争入札は、別記の5により執行する。

9 入札方法等

（1）システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参または郵送して入札できる。

（2）必要な書類

ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札の場合

入札書、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）

ウ 郵送による入札の場合

入札書、入札参加資格確認通知書（写）、工事費内訳書

※なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入

札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) (2) の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札に参加できないものとする。

1 0 調査基準価格及び失格基準価格

この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。調査基準価格を下回る入札があった場合には落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。なお、この一般競争入札は下記の計算式で調査基準価格を設定し、失格基準価格は設定しない。

$$\{(\text{直接工事費} \times 0.95) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.80) + (\text{一般管理費} \times 0.55)\} \\ (\text{千円未満切捨て}) \times 1.08 \text{ (消費税相当額)}$$

1 1 入札保証金

(1) 納付（地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者を除く。）。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は指定管理者の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 平成27年5月19日

入札保証に係る書類の提出 平成27年5月20日 午後0時（正午）まで

(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成27年5月20日から平成27年5月26日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、（別紙）建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

1 2 契約に関する特記事項

この工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て本契約を締結する。なお、仮契約は平成27年5月26日（火）に行う。（低入札の場合は除く）

1 3 前払金、中間前払金および部分払

前払金、中間前払金及び部分払は、浜松市公共工事等の前払金等実施要領（平成20年4月1日施行）および浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱い要領（平成24年4月1日施行）に基づいて行う。

1 4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) この入札に参加資格がないと認められた者および確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

(2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札

(3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

1 5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平

成元年浜松市条例第76号) 第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

16 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

17 くじの実施

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

18 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とはならない。

19 Summary

(1) Name and Quantity of Services or Goods

FY2015 Construction Work for Combining Elementary and Junior High Schools
In the Hamamatsu Municipal Chubu Junior High School District (School
Building Construction)

(2) Date & Location of Bid Opening:

February May 21, 2015 (Thursday), 9:00a.m.

Bid Room (Nyusatsu-shitsu), Hamamatsu City Hall (4F North Annex)

(3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City
103-2 Motoshiro-cho, Naka-ku, Hamamatsu-shi 430-8652
Telephone: 053-457-2173

School Facilities Division, School Administration Department
Chuo1-2-1, Naka-ku, Hamamatsu-shi 430-0929
E-stage Hamamatsu Office Building 6F
Telephone: 053-457-2403

別 記

1 一般競争入札参加資格確認申請等及び技術提案等の提出

(1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 平成27年3月23日（月）午前9時から平成27年4月8日（水）午後0時（正午）までのシステム稼動時間内とする。

イ 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1－2）
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (エ) 技術提案等

　あ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）

　い 企業の施工実績等（様式3）

（オ）共同企業体に係る書類（押印のうえ、提出してください。）

　あ 建設工事入札参加資格審査申請書

　い 委任状（任意例1：JV用）

　う 特定建設工事共同企業体協定書の写し

　え 使用印鑑届

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 平成27年3月23日（月）午前9時から平成27年4月8日（水）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後0時（正午）までとする。）

イ 提出先 浜松市役所（財務部調達課）

ウ 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1－2）
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (エ) 紙入札参加申請書（浜松市電子入札運用基準 様式3）

（オ）技術提案等

　あ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）

　い 企業の施工実績等（様式3）

（カ）共同企業体に係る書類（押印のうえ、提出してください。）

　あ 建設工事入札参加資格審査申請書

　い 特定建設工事共同企業体協定書の写し

　う 使用印鑑届

(3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

平成27年5月8日（金）午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所（財務部調達課）にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

（1）方 法 システムにより提出すること。なお、紙入札による場合には持参すること

（2）提出期限 平成27年5月12日（火）午後4時

（3）提出先 浜松市役所（財務部調達課）

3 設計図書等の閲覧、公開および入手方法

- (1) 閲覧期間および公開期間 平成27年3月20日(金)から平成27年5月20日(水)まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 貸出方法 「設計図書借用申込書」に必要事項を記載のうえ、2部提出する。
- (3) 日数 1日(貸出日の翌日午前9時まで)
- (4) 場所 浜松市役所(財務部調達課)

4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参すること
- (2) 受付期間 平成27年3月23日(月)から平成27年5月11日(月)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

5 入札執行日時等

(1) 入札書等受付期間

平成27年5月19日(火)から平成27年5月20日(水)までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

(2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること

イ 紙入札による場合

(ア) 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)へ直接持参すること

(イ) 提出書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、工事費内訳書、委任状(代理の場合)

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)および入札書、委任状(代理人の場合)、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

ウ 郵送による場合は

(ア) 平成27年5月19日(火)必着のこと。

(イ) 郵便入札の参加者は、入札書に入札参加資格確認通知書(写)及び工事費内訳書を付して、到達期限までに到達するよう一般書留郵便又は簡易書留郵便で市長あてに送付しなければならない。

(ウ) 前項の規定により入札書、入札参加資格確認通知書(写)及び工事費内訳書を送付する場合は、入札書にあっては浜松市建設工事一般競争入札心得第3条に規定する封筒に、入札参加資格確認通知書(写)及び工事費内訳書にあっては工事番号・工事名及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、それを封かんした上で一の郵送用の封筒により送付するものとする。

(エ) 前項の郵送用の封筒は、あて名を「浜松市長(契約担当課)」とし、表側に「入札書及び工事費内訳書在中」と記入し、工事番号・工事名及び到達期限を朱書きするとともに、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載しなければならない。

(3) 開札の日時 平成27年5月21日(木) 午前9時00分

(4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いないようにすること。また、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行するものとする。

記

1 工事名 平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事
(校舎棟建築工事)

2 課名・入札番号 学校施設課 第2015000166号

3 その他説明事項

- (1) この調達は、WTO政府調達協定の適応を受けるものである。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 設計書等の受託者

ア 公告3(1)クの「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

内藤・飯尾設計等特定共同企業体

株式会社 内藤建築事務所静岡事務所 静岡県静岡市葵区栄町2-5

株式会社 飯尾建築設計事務所 静岡県浜松市中区曳馬六丁目3-10

イ 公告3(1)クの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次のアまたはイに該当するものである。

(ア) 当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書および技術提案等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。

また、システムによる書類提出の際は、代表者印は不要とすることができる。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 技術提案等

（ア） 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式 2）

（イ） 企業の施工実績等（様式 3）

（6） 現場見学の日時および場所等

現場説明は実施しない。

（7） 質疑応答書の提出について

ア 質疑の有る場合についてのみ、5月11日（月）までに提出すること。

イ 応答書は別紙様式5により提出すること。

（8） その他

以下の用紙等が必要な場合は、財務部調達課で受け取ること。

「浜松市総合落札方式による競争入札要領」

「浜松市建設工事一般競争入札心得」

「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

浜松市一般競争入札

設計図書借用申込書

開札日 5/21

工事名称	平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事 (校舎棟建築工事) (課名 学校施設課 番号 第2015000166号)		
申込日	平成 年 月 日 ()		
所在地及び会社名			
担当者名	印	電話番号	() -
貸出日	平成 年 月 日 () 午前9時から		
返却日	平成 年 月 日 () 午前9時まで (厳守)		
		整理番号	

- 1 借用者は、太枠内に記入してください。
- 2 「設計図書」が貸出し中の場合は予約扱いとさせていただきます。
- 3 この申込書は正副2部持参してください。(写し可)
- 4 右受付欄の受付印のないものは無効とさせていただきます。
- 5 入札参加については、公告文記載の日時及び場所を参照してください。入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届又は参加資格喪失届を提出してください。

調達課受付欄

浜松市財務部調達課
工事契約グループ
TEL 053-457-2176 (別紙)

建設工事における入札保証に関する説明事項

1 入札保証について

入札参加者（地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者を除く。）は、次の各号のいずれかに掲げる入札保証を付さなければならない。なお、入札参加者が（2）または（3）に掲げる保証を付したときは当該保証は入札保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、（4）又は（5）に掲げる保証を付したときは入札保証金の納付を免除するものとする。

（1）入札保証金の納付

（2）入札保証金に代わる担保となる国債証券又は有価証券（浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号。以下「会計規則」という。）第9条第1項に掲げるものに限る。）（以下「有価証券等」という。）の提供。

（3）銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）の入札保証。

（4）市長を被保険者とする入札保証保険契約の締結。

（5）金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約を締結しているとき。）

2 入札保証に係る書類の提出方法について

（1）入札保証金を現金で納付する場合

ア 入札参加者は指定の期日までに入札金額（税込み。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札執行者から入札保証金の歳入歳出外現金納付書兼領収書の発行を受け、入札保証金を浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（「以下「指定金融機関等」という。」に納付すること。

ウ 納付後は、当該金融機関の領収印のある領収済通知書の写しを入札執行者に持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。以下同じ。）すること。

（2）有価証券等の提供による場合

ア 有価証券等について、入札保証金に代わる担保として提供するものは、当面の間利付国債（証券として提供が可能なもの）に限る。

イ 有価証券等の額はその額面金額の70%をもって計算することとし、当該金額が入札金額の100分の5以上であること。

ウ 入札参加者は、指定の期日までに有価証券等及び「担保差入証」を入札執行者に持参又は郵送すること。

（3）金融機関等の入札保証による場合

ア 市長が確実と認めるその他の金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。

イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の100分の5以上の保証金額である保証証書を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとすること。

（ア）名あて人が発注者であること

（イ）保証人が金融機関等であり、押印があること。

（ウ）保証委託者が入札参加者であること

（エ）保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

（オ）保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があ

ること。

(カ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(4) 入札保証保険による場合

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の 100 分の 5 以上の保険金額である入札保証保険に係る証券を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとすること。

(ア) 被保険者が発注者であること。

(イ) 保険会社の記名押印があること。

(ウ) 保険契約者が入札参加者であること。

(エ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。

(カ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(5) 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約による場合

ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。

イ 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証書を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 契約保証の予約証書の内容には、次の事項を含むものとすること。

(ア) 名あて人が発注者であること。

(イ) 金融機関等又は保証事業会社の記名押印があること。

(ウ) 予約契約者が入札参加者であること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(オ) 金融機関等または保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

3 保証金額及び保証期間の変更について

(1) 入札保証金の額、有価証券等の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」と総称する。）及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、納付又は提出後の変更を認めないものとする。

(2) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書を提出すること。

4 入札保証金の未納または入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札保証金の納付がないもの又は 2 の (2) から (5) までに掲げる入札保証に係る書

類の提出がないもの

- (2) 入札保証の保証の額及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額が規定の額に不足するもの
- (3) 2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類に不備があるもの

5 入札保証金等の還付について

- (1) 入札保証金および有価証券等は、次の方法により落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

ア 入札保証金

入札参加者は「保管金払出請求書」及び「口座振替依頼書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに、入札保証金の払出手続をする。

イ 有価証券等

入札参加者は「保管有価証券払出請求書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに払出手続をする。

ウ 金融機関等による入札保証

入札参加者が提出する「保証書に係る領収書」と引き換えに、入札参加者を経由して入札保証書を金融機関に返還する。

エ 入札保証保険

入札保証保険証券は返還しないものとする。

オ 金融機関等または保証事業会社の契約保証の予約

契約保証の予約証書は返還しないものとする。

- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。
- (2) 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の 100 分の 5 の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

その他ここに説明の無い事項は、浜松市契約規則（平成 18 年 9 月 29 日浜松市規則第 71 号）並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱い要領によるものとする。

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

公告番号	浜松市公告号	公告年月日	平成27年3月20日
課名	学校施設課	入札番号	第2015000166号
工事名	平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事（校舎棟建築工事）		
工事場所	浜松市中区松城町 地内		
業種ランク 1	代表構成員	建築一式工事経審（点）	
	その他構成員①	建築一式工事経審（点）	
	その他構成員②	建築一式工事経審（点）	
添付書類	1 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1-2） 2 企業の施工実績等（様式3） 2 経営規模等評価結果通知書の写し 3 技術的所見（様式2） 6 委任状（任意例1：JV用）（電子入札システムを利用する場合） 7 特定建設工事共同企業体協定書の写し 8 使用印鑑届		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

平成 年 月 日

あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体
の名称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

その他の
構成員① 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

その他の
構成員② 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

様式 1-2

入札参加条件に係る施工実績調書

※代表構成員の実績について記載すること

会社名 _____

平成12年度以降に完成・引渡した、地上3階以上かつ延床面積6,000m²以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事を元請（単独又は共同企業体の代表構成員に限る。）として施工した実績を記載すること。（増築又は改築工事については当該増築又は改築部分に限る。）

工事名							
発注機関名							
施工場所							
契約金額							
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
発注形態							
工事概要							

(注) ①施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、発注形態は、単体／共同企業体（出資比率）を記載すること。

契約書の写し（変更契約分含む。）又は工事カルテ（竣工登録カルテ受領書の写しを含む）のいづれかに加えて、施工した内容がわかるもの（実施設計書の内訳書、仕様書又は設計図面等）を必ず添付すること。

建設工事入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者	共同企業体 の 名 称	
代表者	住所または所在地 商号または名称 代表者氏名	印
その他の 構成員	住所または所在地 商号または名称 代表者氏名	印
その他の 構成員	住所または所在地 商号または名称 代表者氏名	印

今般貴市所管に係る 平成 27 年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事（校舎棟建築工事）の入札に参加したいので、特定建設工事共同企業体を結成し、別冊〇〇特定建設工事共同企業体協定書ならびに指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

(任意例 1 : JV用)

委任状

共同企業体名

構成員〇〇と〇〇は、代表構成員〇〇に入札に関する一切の権限を委任し、代表構成員の I C カードにより入札に参加します。なお、共同企業体の協定内容については、別途、「〇〇共同企業体協定書」に定めます。

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

代表者 住 所
商号または名称
代 表 者 名 ㊞

その他の 住 所
構成員 商号または名称
代 表 者 名 ㊞

その他の 住 所
構成員② 商号または名称
代 表 者 名 ㊞

○○特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- (1) 浜松市発注に係る 平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事（校舎棟建築工事）（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○月（※3月以上とする）を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○パーセント

○○建設株式会社 ○○パーセント

○○建設株式会社 ○○パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金 口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいざれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外 2 社は、上記のとおり○○○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○建設株式会社

代表取締役

印

○○建設株式会社

代表取締役

印

○○建設株式会社

代表取締役

印

使　用　印　鑑　届

平成　年　月　日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体の名称

代表構成員 住 所

商号または名称

代 表 者 名

印

その他の 住 所

構成員① 商号または名称

代 表 者 名

印

その他の 住 所

構成員② 商号または名称

代 表 者 名

印

様式 5

下記の印鑑を 平成 27 年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事（校舎棟建築工事）の入札の参加ならびに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使用印鑑	
------	--

（代表構成員の印を押印する）

樣式 5

総合評価方式（簡易型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 工事名 平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事
(校舎棟建築工事)

2 課名・入札番号 学校施設課 ・ 第2015000166号

3 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案(以下「技術提案等」という。)を募集し、入札者に工事価格および技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

4 電子入札に係る電子情報処理組織の使用について

浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

電子入札運用基準は、貸出設計図書または浜松市ホームページの発注情報（工事・工事関連業務委託入札情報）の電子入札についてに掲載しているため参照すること。

5 技術提案等の提出について

(1) 提出する技術提案等は以下のとおりとする。

- ア 入札参加条件に係る施工実績調書（様式1－2）
- イ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）
- ウ 企業の施工実績等（様式3）

(2) 作成上の注意事項

イ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式2）

「技術提案書作成にあたっての条件等」を確認し、工期厳守のための施工効率向上の工夫及び工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理及び、隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策に関する技術的所見を記載すること。

(3) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。

評価項目・配点一覧：平成27年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事(校舎棟建築工事)

企業への期待 評価の視点	評価項目	評価基準	評価指標	配点	
企業の技術力	施工計画	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 課題① 工期厳守のための施工効率向上の工夫	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	標準施工計画を踏まえ、課題①に關し、評価提案1件につき1点とし、最大5点とする。 【1~5点の配点】	12.0
		課題② 工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理		標準施工計画を踏まえ、課題②に關し、評価提案1件につき1点とし、最大4点とする。 【1~4点の配点】	
		課題③ 隣接2施設(中部中学校・隣接幼稚園)に対しての騒音・粉塵対策	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であるが、工夫が見られない。	標準施工計画を踏まえ、課題③に關し、評価提案1件につき1点とし、最大3点とする。 【1~3点の配点】	
				標準施工計画を踏まえ、課題①及び②に關し取組み事項がない。 【0.0点の配点】	0.0
企業の信頼性・社会性	地域精通度・地域貢献度	市内業者※施工率 ※市内本店業者及び市内に営業所(建設業の許可を持つ)を置く者	自社施工分と市内業者※への下請負額分の合計が、請負額の80%以上の場合 自社施工分と市内業者※への下請負額分の合計が、請負額の60%以上の場合 自社施工分と市内業者※への下請負額分の合計が、請負額の60%未満の場合		4.0 2.0 0.0
※代表構成員を評価対象とする				16.0	

(2) 総合評価の方法

ア 技術的所見（施工計画）の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を16.0点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点と施工体制評価点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格と入札価格の中間の価格を評価算定上の入札価格とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不適当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また、落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を80%または60%以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

6 実施上の留意事項

(1) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関して提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することとする。

(2) 技術的所見について、契約金額の変更は認めない。

(3) 技術提案等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された技術提案等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。

(5) 技術提案等に虚偽の記載をした者は、当該工事に参加できない。また、浜松市工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあることとする。

なお、技術提案等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入

札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(6) 提出された技術提案等は、返却しない。

技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

○評価項目：発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性

発注者が設定している標準案とその前提条件

【課題及びその理由】

課題① 工期厳守のための施工効率向上の工夫

南校舎及び北校舎の一部を先行して利用開始するなど、工期設定に制約があるため、別途発注する関連工事を含めた全体工程調整を図るとともに、本工事の工期を厳守するための施工効率向上の工夫が重要な課題となるため。

課題② 工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理

工事エリアへの接続は北側1ヶ所に限られているうえ、敷地北側道路は登下校の高校生や通過交通の自動車などにより朝・夕の交通量が多いことや、学校利用として敷地北側の鹿谷仮グラウンド利用による生徒動線も生じることとなり、工事車両の通行動線との交錯が避けられないため。

課題③ 隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策

学校運営並行の中で本工事を施工することとなるうえ、西側隣接に幼稚園があり、施設運営に支障をきたす恐れがあるため。

(評価内容)

1. 提案内容

- ① 工期厳守のための施工効率向上の工夫
- ② 工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理
- ③ 隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策

2. 標準案

- ・工事内容・工事数量は設計図書に明示した通りである。
- ・発注者が設定している「工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理」、「工期厳守のための施工効率向上の工夫」、「隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策」及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」に示される各項目を満足する方法とする。

① 工期厳守のための施工効率向上の工夫

- ・関連工事を含めた全体協議会を設立し、現場管理運営を行っていく。
 - ・発生土仮置き場の確保：体育館棟建設の着手をずらし、発生土仮置き場として利用。
 - ・鉄骨仮設切梁の設置（計7本）
- 以上の対策により、関連工事を含めた全体工程調整と工期厳守のための施工効率向上を図る。

② 工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理

- ・出入口スロープ（別工事にて形成済み）にW=6.0mのクロスゲートを設置し、工事ヤードを区画するとともに、滞留地を確保
 - ・交通誘導員を配置（施工日数400人）
- 以上の対策により、安全性の向上に努める

③ 隣接2施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策

- ・工事ヤード周囲に仮囲い（成形鋼板）H=3.0mを設置
 - ・外部足場のうち、2施設隣接面となる新校舎西面及び南面は、防音パネルを設置
- 以上の騒音・粉塵対策を行う。

3. 留意事項

- (1)発注者が設定している「2. 標準案」を満足すること。
- (2)最低限の要求条件として設定する対策の方法は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」及び特記仕様書に示される各規定とし、これを下回る提案は認めない。
- (3)その他

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は評価しない。

様式 2

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名： 平成 27 年度 浜松市立中部中学校区小中一貫校整備工事（校舎棟建築工事）

会社名：_____

施工上配慮すべき事項	工期厳守のための施工効率向上の工夫及び工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理及び、隣接 2 施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策に関する技術的所見
------------	--

施工上の課題に対する技術的所見		
1. 工期厳守のための施工効率向上の工夫		
2. 工事車両出入口部周辺の北側道路における生徒・教職員・通行者に対する安全管理		
3. 隣接 2 施設（中部中学校・隣接幼稚園）に対しての騒音・粉塵対策		
技術提案が適正と認められなかつた場合に標準案を施工する意思	あり	なし

(注意事項)

- 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の参考資料は制限しない。
- 記載内容は具体的に記載すること。具体性のないものは評価しない。
- 技術的所見は、設計変更を伴わない範囲内のものであることとし、技術的所見が適正と認められなかつた場合を想定し、標準案での施工の意思の有無を記載すること。技術的所見が認められず、標準案での施工の意思が無い場合は、入札参加資格はないものとする。
- この書式はWord またはExcel 形式のデータで提出すること。

様式3

企 業 の 施 工 実 績 等

市内業者施工率	市内本店業者等への下請負額分の割合 80%以上 ・ 60%以上 ・ 60%未満
---------	--